

弁護士講師派遣

様々な専門的な法律問題について、
弁護士が講師となる
講演会・研修会への派遣を承っております。

講師派遣の概要

1. 申込方法

実施希望日の2か月前までに、裏面の申込書もしくは次のURL又は二次元コードからお申し込みください。

<https://www.kanaben.or.jp/consult/introduce/intro01/index.html>

申込書による申込は、回答は郵送となります。



2. 実施日時・時間・テーマ

申込時にご希望される実施日時、時間、テーマをお申し出ください。

テーマは民法改正、成年後見、遺言・相続、消費者問題、子どもの人権、労働問題、民事介入暴力、中小企業支援等あらゆる法律問題を対象としております。

3. 実施場所

申込時にご希望される実施場所（神奈川県内に限ります）をお申し出ください。

会場は申込団体にてご用意ください。

4. 講師料

有料。申込時にご希望される講師料の金額をお申し出いただき、紹介した講師と協議のうえで決定してください。

2か月前
お申込み



1か月前
講師決定



2週間前
お打合せ



講演・研修
実施

問い合わせ先

神奈川県弁護士会 関内法律相談センター
〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地

<https://www.kanaben.or.jp/>
電話：045(211)7700

申込書は FAX または郵送でお送りください

FAX: 045-212-0333

郵送先: 〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地

神奈川県弁護士会 総合法律相談センター 宛

弁護士講師派遣申込書

神奈川県弁護士会 御中

申込日

年

月

日

申込者	フリガナ					
	団体名					
	住所	〒 ※この住所宛に申込に対する回答を郵送します				
	担当者名			TEL		
依頼内容	テーマ・内容					
	弁護士派遣数	弁護士 名の派遣希望				
	実施日時	第1希望	年	月	日()	時 分 ~ 時 分
		第2希望	年	月	日()	時 分 ~ 時 分
		第3希望	年	月	日()	時 分 ~ 時 分
	実施場所					
	参加人数	名(予定)				
講師料	円(交通費込 ・ 交通費実費別途支払 ・ 交通費別途 円支払)					
講師への希望事項(年齢・性別等)、要望、連絡事項など						
確認事項	<p>① 本事業は講師を務める弁護士を紹介する制度で、紹介後、紹介した弁護士との間で必ず打ち合わせの機会を持っていただき、その上で、申込団体の責任にて同弁護士に講師を依頼するか否かをご決定ください。当会は、ご紹介した弁護士に対する講師依頼に関与せず、同弁護士との間でトラブル等があった場合でも、責任は負いかねますのでご容赦ください。</p> <p>② 以下の各場合には講師の紹介には応じかねます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 反社会的な団体からの申込の場合・ 目的又は手段において違法ないしは公序良俗に反する事業を行っている団体からの申込の場合・ 当会において、本制度の趣旨・目的に反する場合、その他弁護士を派遣することが不相当と判断した場合 <p>③ 開催日時、時間、開催会場、テーマ、講師料、要望によっては弁護士を紹介できない場合があること</p> <p>④ 申込に対する回答は1か月から2か月かかること</p> <p>⑤ いただいた情報は、紹介を受ける弁護士に提供するとともに、当会の講師派遣の事務及び受付状況の検索・統計・報告等に使用されること</p> <p style="text-align: center;">上記①から⑤全て承諾します。</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">ご署名 ㊞</p> <hr style="width: 60%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>					